

忠岡町ブロック塀等撤去補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時にブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、道路に面した倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去工事をする者に対し、予算の範囲内において忠岡町ブロック塀等撤去補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、道路を通行する住民の安全と、避難のための経路を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 国、大阪府又は忠岡町が管理する道路その他不特定多数の者が通行する道をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、組積造の塀、鉄筋コンクリート組立塀（万年塀）その他これらに類するものをいう。
- (3) 撤去工事 ブロック塀等の全てを撤去することをいう。
- (4) 町税 住民税、固定資産税及び都市計画税のことをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 町内に存する道路に面したブロック塀等の所有者であること。
- (2) 忠岡町に住所を有することにより課税される町税を滞納していないこと。
- (3) 所有者と居住者又は使用者が異なるときは、工事を行うことに対し、居住者又は使用者の同意を得ていること。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金及び忠岡町耐震改修工事補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 申請者及び申請者と同一世帯の者が忠岡町暴力団排除条例（平成24年忠岡町条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助の対象となるブロック塀等の撤去工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 別表の点検表において不適合項目があるもの。
- (2) ブロック塀等の道路面からの高さが60センチメートルを超えるもの。
- (3) 撤去するブロック塀等の高さが、当該ブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、工事費用に相当する額又は見附面積1㎡当たり10,000円を乗じた額のいずれか低い額に80パーセントを乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の上限額は150,000円とする。

(事前相談)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、事前相談書を町長に提出し、必要な協議を行わなければならない。

2 事前相談書を提出した者は、忠岡町職員が補助対象ブロック塀等に該当することを確認するため、当該ブロック塀等の現地確認及び写真撮影等を行うことに同意するものとする。

(補助の申請及び審査)

第7条 前条第1項に規定する事前相談を行い、補助金の交付を受けようとする補助対象者は、忠岡町ブロック塀等撤去補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請し、必要な審査を受けなければならない。

(1) 補助対象工事の見積書の写し(工事内容の詳細がわかるもの)

(2) 補助対象工事の内容が確認できる図面等

(3) 補助対象工事を行う部分の施工前の状態が確認できる写真

(4) 忠岡町から課税される町税がある補助対象世帯の世帯員全員の未納がない証明書(発行日から3箇月以内のものに限る。)

(5) 誓約書(様式第2号)

(6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 町長は、交付申請書の提出があった場合は、その書類を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、忠岡町ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により当該補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、第3条及び第4条に規定する要件を満たさないと認めるときは、補助金の不交付を決定し、忠岡町ブロック塀等撤去補助金不交付決定通知書(様式第4号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金交付決定の変更)

第9条 交付決定通知書による通知を受けた補助対象者で、第7条に規定する申請内容について変更がある者は、忠岡町ブロック塀等撤去補助金交付変更申請書(様式第5号。以下「交付変更申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請し、必要な審査を受けなければならない。

(1) 補助対象工事の見積書の写し(工事内容の詳細がわかるもの)

(2) 補助対象工事の内容が確認できる図面等

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、交付変更申請書の提出があった場合は、その書類を審査し、変更内容が適当と認めるときは、忠岡町ブロック塀等撤去補助金交付変更決定通知書(様式第6号。以下「交付変更決定通知書」という。)により当該補助対象者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 交付決定通知書又は交付変更決定通知書による通知を受けた補助対象者は、忠岡町ブロック塀等撤去補助金交付取下申請書(様式第7号)を町長に提出することにより、当該通知に係る申請の取下げをすることができる。

(補助対象工事の着手)

第11条 交付決定通知書、又は交付変更決定通知書による通知を受けた補助対象者は、当該通知を受けた日以降に補助対象工事に着手するものとし、着手したときは、直ちに、ブロック塀等撤去工事着手届(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(完了報告)

第12条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、ブロック塀等撤去工事完了報告書(様式第9号。以下「完了報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象工事の領収書の写し
- (2) 補助対象工事後の状況が分かる写真等
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する完了報告書は、補助対象工事が完了した日から起算して20日以内に町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、完了報告書の提出があった場合は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定し、忠岡町ブロック塀等撤去補助金交付額確定通知書(様式第10号。以下「交付額確定通知書」という。)により、当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助対象者は、交付額確定通知書による通知を受けたときは、忠岡町ブロック塀等撤去補助金交付請求書(様式第11号。以下「交付請求書」という。)により、町長に対して当該補助金を請求することができる。ただし、請求時点で第3条各号に掲げる要件を満たさない場合は、当該補助金の請求はできないものとする。

(補助金の交付等)

第15条 町長は、交付請求書の提出があった場合は、その内容等を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、速やかに、口座振替により交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第16条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第8条第1項に規定する交付決定、又は第9条第2項に規定する交付変更決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付が不相当と認められるとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定による交付の決定の取消しは、忠岡町ブロック塀等撤去補助金交付取消決定通知書(様式第12号。以下「交付取消決定通知書」という。)により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 町長は、交付取消決定通知書による通知を行う時点で、補助対象者に当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該取消しに係る補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 前項に規定する補助金の返還については、忠岡町ブロック塀等撤去補助金返還命令書(様式第

13号。以下「返還命令書」という。)により当該補助対象者に通知するものとする。

- 3 返還命令書による通知を受けた者は、町長が定める期限までに補助金を返還しなければならない。

(立入検査等)

第18条 町長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助対象者に対して報告を求め、又は当該補助対象者の承諾を得た上で職員にその者の敷地に立ち入り、関係書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

- 2 前項の規定により職員が住宅に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の忠岡町ブロック塀等撤去補助金交付要綱第7条の規定によりされた申請は、この要綱の施行の日から3箇月間は、この要綱による改正後の忠岡町ブロック塀等撤去補助金交付要綱第7条の規定によりされた申請とみなす。

別表

(1) コンクリートブロック塀の場合

点検項目	点検内容	点検結果		
		適合	不適合	
①	高さ	2.2m以下		
②	壁の厚さ	高さ2mを越える塀で15cm以上		
		高さ2m以下の塀で10cm以上		
③	鉄筋	壁内に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で入っており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている		
④	控え壁 (高さ1.2mを越えるとき)	塀の長さ3.4m以下ごとに、直径9mm以上の鉄筋が入った控え壁が塀の高さの1/5以上突出してある		
⑤	基礎 (高さ1.2mを越えるとき)	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある		
⑥	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1mm以上のひび割れがない		
⑦	ぐらつき	人の力でぐらつかない		
⑧	その他	塀が土止め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上でない		

(2) 組積造（鉄筋のないコンクリートブロックの物を含む。）の塀

点検項目	点検内容	点検結果		
		適合	不適合	
①	高さ	1.2m以下		
②	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある		
③	鉄筋	—	—	—
④	控え壁 (高さ1.2mを越えるとき)	塀の長さ4m以下ごとに壁面からその部分の②の1.5倍以上突出している、又は②が必要寸法の1.5倍以上ある		
⑤	基礎 (高さ1.2mを越えるとき)	根入れ深さが20cm以上ある		
⑥	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1mm以上のひび割れがない		
⑦	ぐらつき	人の力でぐらつかない		
⑧	その他	塀が土止め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上でない		